

定 款

一般社団法人 日本船用工業会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目13番3号（虎ノ門東洋共同ビル5F）

電 話 03-3502-2041

FAX 03-3591-2206

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本船用工業会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、船舶用機関及び船舶用品の製造等の事業（以下「船用工業」という。）の
進歩発達を図り、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船用工業の経営の改善及び技術の向上に関すること
- (2) 船用工業に関する内外における調査並びに資料及び情報の収集整理
- (3) 船用工業に関する内外との交流及び協調
- (4) 船用工業に関する内外における広報及び宣伝
- (5) 船用工業に係る技術者の養成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外で行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、普通会员をもって一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律上の社員とする。

- (1) 普通会员

船用工業を営み、本会の目的に賛同して入会した法人、個人又はそれらの団体

- (2) 賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した法人又はその他の団体

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承
認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の権利)

第8条 会員はすべて平等の権利を有する。ただし賛助会員は、議決権及び役員に選任される資格を有しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散し、若しくは破産したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総普通会員が同意したとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において普通会員総数の半数以上で普通会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規約又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 50名以上60名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議において普通会員（法人又は団体にあつては、指定代表者）の中から選任する。ただし、理事の内5名以内及び監事のうち1名以内を普通会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の担当業務を分掌する。

5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会

の終結の時までとする。

- 3 役員は、定款で定めた役員の定数が下回った場合には、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第4章 総 会

(種 別)

第19条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総普通会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する普通会員から代表理事に対し、

総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、法令及び定款の規定がある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席普通会員の中から選出する。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(定足数)

第26条 総会は、普通会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第27条 総会の議事は、この法令及び定款で別に定めるもののほか、出席した普通会員の議決権の過半数をもって決するものとする。

(書面決議等)

第28条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の普通会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その普通会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名及び押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第32条 理事会は毎年2回以上開催する。

2 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は法令に基づき理事が招集したとき。
- (3) 法令に基づき、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第33条 理事会は、法令に基づき理事又は監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

4 監事は理事会に出席し、意見を述べること。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第37条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、総会及び理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書については、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類、定款、社員名簿、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において総普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の

3分の2以上の決議を得なければ変更することはできない。

(解 散)

第42条 本会は、総会において総普通会员の半数以上であつて、総普通会员の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

2 本会の清算のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を経て任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事、監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

第11章 補 則

(細 則)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の法人の最初の代表理事は、赤阪全七、藤本幸延、板澤宏、畑山哲三、筒井幹治、山田信三、中島基善とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成25年5月16日)

- 1 この定款の一部変更は、定時総会の日から施行する。